

## 会議録

会議の名称	平成15年度保健福祉審議会（第3回）
開催日時	16年1月29日 19時00分 から 20時30分まで
開催場所	西東京市保谷東分庁舎地下第1AB会議室
出席者	阿副会長、兼子委員、清水委員、橋本委員、小美濃委員、金見委員、保谷委員、齋藤委員 （欠席：川村会長、佐藤委員、野本委員、赤塚委員） （事務局）岡山保健福祉部長、神作保健福祉総合調整課長、長澤障害福祉課長、相原健康推進課長、森下保健福祉総合調整課庶務係長、三城主事、榎本保健福祉総合調整課計画調整係長、工藤主任、
議題	各福祉計画の報告について
会議資料の名称	1 西東京市地域福祉計画（案） 2 西東京市障害者基本計画（案） 3 西東京市健康づくり推進プラン（案）
記録方法	会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名：	
発言内容	
事務局：	
	西東京市地域福祉計画（最終案）の説明
副会長：	
	前回の案が修正され、最終案ということで事務局から説明があった。内容についてはいかがか、資料の追加もされているようだ。各委員さん意見があればどうぞ。
委員：	
	健康づくり推進プランでは、医療との連携などが盛り込まれている。それを包括する地域福祉計画なので医療との連携がもう少し具体的に入ってもいいのではないかと思う。医師会もメンバーになっていることもあって気になる点で、P82、P83の推進体制

づくりの項のパートナーシップ体制の図解のなかのことだが、医師会も含まれているということであれば問題ないのだが、（仮称）地域福祉普及推進会議の構成に市民、事業者、関係機関、西東京市という図解のなかでは、事業者に商工会という記載があってそれはよいのだが、一方で医師会の記載がない。関係機関の中に含まれているということなのか、健康づくり推進プランへの中では医師会との連携ということが多分に入っている。地域福祉計画には医師、医師会との連携という言葉が具体的に入っていない、医師との連携が大変重要と思うので申し上げた。

副会長：

P83のパートナーシップ体制の図解のなかの「保健福祉に関する事業者組織」に医師会が含まれているのか、或いは「関係機関」に含まれるのか、医師会がこの体制にどうかかわっているのかというご質問だと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：

（仮称）地域福祉普及推進会議の構成については、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画、健康づくり推進プランの各検討委員会から委員を2名、別途に関係機関から2名、公募市民2名により普及推進会議を12名で組織していきたいと考えている。また、現在これとは別に地域福祉普及懇談会という12名の組織を設置し活動しているが、15年度で計画が出来上がった段階で16年度以降計画に沿った形で速やかに活動できるように準備を進めている。その懇談会の委員を含めた24人が（仮称）地域福祉普及推進会議のメンバー、組織にしようと考えている。

医師会の連携についての点については、具体的な部分は健康づくり推進プランの方に委ねまして、地域福祉計画についてはそれぞれの計画の理念的なものを総括している関係上、各計画が担う事業についての細部については敢えて記載していないというところもある。従って（仮称）地域福祉普及推進会議についても、この会議を核として必要に応じて事業者、関係機関、市民と連携し、会議に参加し、意見を聞けるような組織を想定しています。

副会長：

地域福祉計画では医師会の関わり合いについてはっきりした記載がないということだが、これについては、それぞれ各計画の中で示されているということで、この計画の（仮称）地域福祉普及推進会議のなかで、医師会も何かの形で関わっているということでしょうか。

委員：

医者は事業者にもなり、医師会が訪問看護ステーションを運営することで関係機関にもなっている。

委員：

この計画を見たときに一目で分かるように、折角だから医師との連携も記載があればよいと思った。

委員：

医師会を記載することになれば、歯科医師会、薬剤師会等もという話になる。そういうことで大変多くなってしまう。介護保険は全て医者に関係してくるものだ。

委員：

単純に見やすいだろうなと思ったものですから。

副会長：

地域福祉計画以外の各計画では医療との関わりについては細かく出てくると思うのですが、この計画での「保健福祉に関する事業者組織」というカテゴリーの中では、委員が今言われたとおり、医師会と歯科医師会とは組織が全く違って、薬剤師会というのもまた違うということもあって、これを細かく入れていく、良い悪いは別として、ここに違う団体がどんどん増えてしまう、そういう議論があってこのように纏めたものであると思いますが、市民にそれが分かり辛く、理解しにくいということであれば、委員の意見を事務局で検討してもらおうということでしょうか。

他に意見、質問は無いか。

委員：

P28からの、「地域に根ざす福祉のネットワークづくり」を読むなかで、都内に通勤されて、西東京市に寝に帰るといような働き手の中年層の人たちが、魅力を感じるのだろうかという点がひとつも無いような気がする。それで、働き手の中年層を地域に惹きつけるのは、社協が作っている地域福祉活動計画の役目なのかと思うわけだが、先程委員が言われたとおり、様々な人がこの計画をご覧になって、西東京市に愛着を持っておらないと地域福祉は成り立たないので、もう少し魅力を感じる表現が出来たらいいのではないかと感じながら読ませてもらった。

副会長：

委員には何か惹きつける案というものがありますか。言葉として魅力を感じるものが

ありますか？ 中年層というか働き手というのは何才位の方を指すのか30才から50才代ですか？ 市内在住者を指すのか、市外から通勤される在勤者も含むものなのか？

委員：

地域に住まわれる市民のことです。12月にまちづくりについてのイベントを開いたときの講演のなかで「住民ではなく、市民になりなさい。」という話があり、聴衆の市民の方が納得しておられたが、それも60才以降の方々だった。社協でも頭を痛めているのがその辺で、知恵を何か出し合えないものかと感じています。

副会長：

貴重なご意見でありました。地域福祉計画についてはこの辺でよろしいか？

委員：

P56の「食を楽しむ支援」というところで、とてもよい考え方で実行できればすごくいいと思うが、「ひとり暮らしの高齢者等」の中で、この「等」の中に障害者も勿論含まれているとは思いますが、意見としてだが「高齢者や障害者等」と入れることは出来ないのか。それともう1箇所、P18、P19の「2 地域福祉のネットワークプロジェクト」の項の「活動拠点の整備・確保の推進」については、福祉部門の部署だけでは決められないことと思うが、具体的に計画があるのか。是非、活動拠点の整備をお願いしたい。これは要望として出しておきたい。

副会長：

P85の「NPO等市民活動団体への積極的な支援」の項目のところにも入れるということですか？

委員：

「活動拠点の整備・確保の推進」に対し、どういう考え方を持っていられるのか聞きたかった。

副会長：

それはご意見として伺うこととし、事務局でまとめてもらいますが、これまでのことは修正が出来るのか？

事務局：

実は当初の予定では、昨日の1月28日に策定委員会を開催し、最終案をお示しし、そこで意見をもらってから本日の審議会にご報告させていただこうかと考えたが、策定委員会の委員長が風邪で休まれた。副委員長もお休みで会が開けなかった。ということ

で、取り敢えず本日は策定委員会に示す最終案を審議会に報告させていただくという組み立てにさせていただきました。本日ご意見を伺ったので、来週の4日に順延された策定委員会の中で、審議会でのご意見を報告させていただく。

副会長：

策定委員会委員長は、当審議会の会長でもあります。日程が前後しますが、策定委員会にご報告していただけるということです。これでよろしいでしょうか。

審議会ではこの最終案を確認させていただいたということで、続いて西東京市障害者基本計画（案）の説明をお願いします。

事務局：

西東京市障害者基本計画（案）の前回からの主な変更点の説明

副会長：

西東京市障害者基本計画（案）については、修正、訂正、追加など各4箇所程あるという話でした。

P33の「（仮称）こどもの総合支援センター」構想（案）の5つの機能区分については何かご意見ないでしょうか。

P40では、図書館事業、公民館事業がより詳細になるということです。P46で緊急時対策、防災・防犯対策の充実のところ、緊急通報装置とP56で心身障害者（児）通所訓練等の数字を訂正中であるということでした。何かご質問ございますか。

障害者基本計画では、国の施策が時間的に早く変わっていくところがあって、都道府県とか市町村では特に計画策定の上で難しいことがあるのではないかと、ご苦労なんかあるのでしょうか。

事務局：

平成14年12月に国の基本計画ができ、それとの整合性を図りながらということで、支援費制度については、実施中に変わっていくということもあるので、この障害者基本計画につきましても一応10ヵ年計画で前期5年、後期5年の見直しによるが、副会長がお話のように国の政策、都の施策転換、見直し等により市も状況変化に対応して見直しを図っていくということを考えている。

副会長：

ありがとうございました。

委員：

P52で支援費制度は平成15年度からだと思うが、これは間違いではなく16年度から20年度の記載でよいのか、どういう意味がよく分からないので説明をお願いします。それと「地域における生活基盤の整備」のところで、精神、知的障害者とかグループホーム、生活寮などは計画に載っているが、身体障害者にとってのものが何も載っていない。よく分からないが身体障害者グループホームというのはあり得ないのか教えて欲しい。

事務局：

計画が16年度から10ヵ年ということですが、支援費制度は15年度からですが、計画は16年度から始まるということです。

知的障害者、精神障害者の方のグループホームを希望する声はあったが、身体障害者の方につきましては、ヘルパーの派遣を希望されて自由に生きたい、家族からも独立して生活していきたいという方が多く、グループホームを希望するという方は今のところあまりない。むしろ長時間のヘルパー派遣を希望されるという実態があり、グループホームというものに馴染みが薄いようです。

委員：

身体障害者の親の方の意見等は無かったのか。

事務局：

身体障害者の方の場合は親の意見というより、ご本人さんの意見、希望が主体になり、親御さんからも勿論ご本人さんからも、意見という形でもグループホームについては何もございません。やはりヘルパー派遣に関するご要望が多いようです。

委員：

身体障害者手帳を所持するひとりとして、グループホームで身体障害者同士がひとつの場所で暮らすということは考えていない。私の友人の片足切断の方だが、趣味を通じて交流していく、つまり自立して、家族と一緒に暮らしていくという気持ちが強いです。

副会長：

肢体障害、内部障害、視力障害とかの方々は大体において地域の中で在宅という形で生活され、正しく地域の中で共に暮らしているというところだが、知的、精神障害というのは少し難しいところがある。これまで、知的障害者は大きな施設に入っていたが、これからは地域に戻り共に生活していくというものだ。国の政策でグループホーム等が随分長く検討されてきたところで、今ようやく知的、精神のこういう形で動き出した。

もともと、身体障害者の方は地域に根ざして生活されてきたということです。よろしいでしょうか。

委員：

前回の審議会で質問させて頂き会議録にも残されていると思うが、学校での介助員制度についてはどのようになったのか、載っていないようなのでお尋ねする。

事務局：

これは学校の関係で、教育プランの方の関係だと思しますので、私共もこの間教育委員会との調整、擦り合わせを行ってきたところだが、教育プランの中にも介助員制度というような具体的な名前では入っていないので、障害者基本計画には、他の計画に関わるものは同じように整合性を図って載せている。

副会長：

西東京市障害者基本計画（案）についてはこの辺でよろしいでしょうか。続いて西東京市健康づくり推進プラン（案）について説明願います。

事務局：

西東京市健康づくり推進プラン（案）の前回からの主な変更点の説明

副会長：

健康づくりに関しては市民の大いに関心のあるところだと思います。様々な福祉の制度、施策の中で国の方も福祉サービスを受けるより、出来るだけ健康維持というのを柱に予防的に、より具体的に健康づくりに取り組んで欲しいという方向に転換していくように感じます。西東京市が健康づくり推進にどう関わっていくかというのがこの健康づくり推進プランな訳ですけど、P2の目的として西東京市は行政として明確にしたということをご説明いただきました。P32からP65は実際に関わる市民の方が、自分たちがどのように関わるか、市民が主体ということを総合的に達成していくということです。それに期待される役割がいろいろな専門家、または事業者、機関ということで、そこに目的を持った西東京市そして国や東京都、保健所等も含めたもの。そこで先程の地域福祉計画の意見で出た「医師会との連携」などが載っているということですね。

P2では、目的を明確にされたということですがよろしいか。P32からP65では何かございますか、よろしいですか。

目標管理をしていくのは誰がどのように係わっていくのですか？

事務局：

P 135で「(2) 進行管理のための仕組みづくり」の「 進行管理・評価体制づくり」で示すとおり、地域福祉計画で管理される「(仮称)地域福祉普及推進会議」によって進行管理していきます。

副会長：

P (Plan) D (Do) C (Check) A (Action) サイクルの目標管理の仕組みが示されているわけですが、市民の方にも分かりやすくかわり方が示されるとよりよいものになると感じます。

評価という標記があるがこれはどこが評価を行うのか？

事務局：

進行管理と同じ「(仮称)地域福祉普及推進会議」で行う。

副会長：

P 33、P 38、P 106、P 137についても目標達成、評価が出来るように分かりやすく「上げる」「下げる」「なくす」「減らす」とかいう標記に統一したのですか？

事務局：

そのとおりです。

副会長：

P 33にあるこれが基準値になるわけですか？

事務局：

平成13年度における基準値です。この基準値の出典については最後の頁に付属資料で基準値出典一覧がありますが、ここでどこから基準値を持ってきたのか明確にしています。

副会長：

P 38の糖尿病の減少に関する目標及び達成度評価指標にも、「下げる」「減らす」という言葉を使った。これでよろしいでしょうか？

P 106で、臨床心理士まだあまり多くないというが、確保されていくという計画のどこか？

事務局：

教育委員会との連携のなかで、臨床心理士にも相談に乗っていただくということです。

副会長：

教育委員会とも定期的な協議とかが出てくるわけですね。

P137の「(2)リハビリテーションの展開・充実」についてであります、「特に、要介護の高齢者の場合は、仮に機能的に改善しない場合であっても、心身機能の自立度に合わせて住宅改修や福祉用具などを活用することで、日常生活の快適さや豊かさを高めていくという生活への適合を重視した、福祉的な視点も重要です。」というくだりは新たに入れたということですか。

事務局：

前回のご指摘で、医療的な見地で書かれているということで、福祉的な見方も加えました。

副会長：

最後に財源の確保のところ、一人当たりの費用が示されたということですが、財源の確保については、地域福祉計画でも同じですがなかなか大変な問題ですね。これだけの事業を行うにはこれだけ経費も掛かるわけですが、大変重要なことですが、財源の確保に努めると明記しているわけです。

全体的なことでご質問ありますか？前回までの意見要望については、今回に反映されていたと思いますがいかがですか？

委員：

個人として努力しなければならない、一市民として実践していかなければならないと決意したところですが、やはり「歩行が基本」というところを再認識するわけです。

ふれあいのまちづくりのアンケートで、どこの小学校区からも出てくるところが、「外に出にくい」「歩道がない」ということが多く「外に出る気分になる西東京市にして欲しい」という要望が多い。地域福祉計画の中ではその課題について載っていなかったのが残念と思ったのですが、障害者基本計画にはP27のところ、歩行環境の整備ということが載っていた。ハード面の整備計画も進行中なのか分かりませんが、とにかく市民が外に出ようという気分になる環境を造っていただきたい。予算のこともあるでしょうが、現在の道をとにかく見直していただき、歩きにくい箇所は補修してください。そうすれば、健康維持に通じるし、子連れのお母さん方、お年寄りも外へ出やすくなると思いますので是非お願いしたいと思います。

副会長：

地域福祉計画、障害者基本計画、健康づくり推進プランに共通して言えることは、安

全で安心して市民の方が生活できるように、その中で健康で過ごせるというようなことが基本になってくると思います。

大変多くの細かな計画が盛り込まれておりますが、それを実行しなければならないですが、その中で行政も評価を受ける側に組み込まれていたもので、計画の実現に向けて行政自らも厳しく計画されたのだと受け止めている。

以上で終了したいと思うが、事務局から連絡はないか？

事務局

今後の日程について説明

一点、先程の委員のご質問の「活動拠点の確保」についてですが、市民生活部生活文化課の方で、「協働のマニュアル」というのを作っていて、その中でも市民団体の活動拠点の確保とNPO長屋の設置の検討という項目があります。地域福祉計画で考えているのは、ここでいう市民活動団体の場所確保と、基本的には社会福祉協議会ですすめている「ふれあいのまちづくり事業」の懇談会の活動拠点にしていきたいと思っている。そして、将来的には「ふれあいのまちづくり懇談会」自体がNPO法人化するのかもしれないし、独立していくということであればそのようなことも考えられるのかと思っている。私共としては小学校区の地域に分散型の活動拠点を作って全体的なその地域のコミュニティの中心拠点を形成していきたいと考えています。これから策定される基本構想・基本計画の実施計画の中で明らかになってくるのかと考えている。以上です。

副会長：

ありがとうございました、本日は会長が欠席されましたので、次回の日程等につきましては事務局と会長で調整していただきたいと思います。それでは、これで本日の審議会を終了します。ありがとうございました。